

移住促進のための空家リノベーション支援事業について

市外からの移住促進及び空家等の活用促進を目的として、名張市内の空家住宅または空き建築物の改修工事を実施される場合、予算の範囲内において、移住者に補助金を交付します。

1 対象建築物

- ・名張市内にある概ね一年以上居住その他の使用がなされていない空家住宅又は空き建築物であること。
- ・工事に係る空家住宅又は空き建築物は耐震性を満足するもの（当該事業のリノベーション等により耐震基準を満足する場合を含む。）であること。

2 対象者

次のアとイのいずれかに該当する者であること。

- ア. 移住者のうち、補助金交付決定の日の翌日から、工事が完了した日から起算して 30 日を経過する日までの間に転入届を提出する者
- イ. 移住者と売買契約または賃貸契約を交わした空家住宅又は空き建築物の所有者

3 対象工事

- ・補助対象者が実施するリノベーション等（外構工事や容易に取り外しができるものを設置する工事等を除く）で補助金交付申請年度の 2 月末までに工事が完了するものであること。
- ・市内に本店、支店又は営業所を有する建設業者によるものであること。

4 補助金の額

- ・改修費用の 3 分の 1 以内とし、上限は 100 万円

5 募集期間

令和 5 年 5 月 15 日から令和 5 年 10 月 31 日まで

※予算がなくなり次第終了します。

6 注意事項

- ・補助を受けられてから、名張市に 10 年間は居住いただくことなどの条件があります。その他にも条件がありますので、必ず事前に営繕住宅室までお問い合わせください。
- ・工事の着手後の申請は補助対象外です。必ず交付申請を行い、交付決定通知を受けてから工事請負契約・着工を行ってください。
- ・事業に着手した場合は、事業等着手報告書を提出してください。また、事業完了後には、実績報告書を工事完了日から 30 日を経過した日又は補助金交付申請年度の 2 月末日のいずれか早い日までに提出していただく必要があります。（※着手報告書・実績報告書等の様式は、補助金を交付することが決定した方にお渡しします。）

問い合わせ先：名張市 都市整備部 営繕住宅室

電話：0595-63-7740

E-mail：eizen@city.nabari.mie.jp

